第16号議案

中間市地域総合福祉会館設置条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市地域総合福祉会館設置条例の一部を改正する条例

中間市地域総合福祉会館設置条例(平成13年中間市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表会議室1の項使用時間の欄、同表会議室2の項使用時間の欄、同表研修室1の項使用時間の欄、同表研修室2の項使用時間の欄、同表視聴覚室の項使用時間の欄、同表和室の項使用時間の欄、同表文化教養室1の項使用時間の欄及び同表文化教養室2の項使用時間の欄中「21時」を「18時」に改め、同表中

Γ

浴室 1	10時から20時まで	小学生	150	
		中学生~65歳未満	300	
浴室 2	10時から20時まで	高齢者	200	
		障害者	200	を
ケア・プール			300/回	
アクアトレーナー	9 時から17時まで			
トレーニングルー				
<u>ا</u>				

Γ

トレーニングルー ム 9時から17F	ままで 300/回 に
-----------------------	-------------

に改める。

附則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

中間市地域総合福祉会館設置条例新旧対照表

改正後			改正前			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)		
施設区分	使用時間	使用料		施設区分	使用時間	使用料
会議室1	9時から <u>18時</u> ま で		620/時	会議室1	9時から <u>21時</u> ま で	620/時
会議室2	9時から <u>18時</u> ま で		620/時	会議室2	9時から <u>21時</u> ま で	620/時
研修室1	9時から <u>18時</u> ま で		620/時	研修室1	9時から <u>21時</u> ま で	620/時
研修室2	9時から <u>18時</u> ま で		620/時	研修室2	9時から <u>21時</u> ま で	620/時
視聴覚室	9時から <u>18時</u> ま で		620/時	視聴覚室	9時から <u>21時</u> ま で	620/時
和室	9時から <u>18時</u> ま で	貸切	300/ 時 200/	和室	9時から <u>21時</u> ま で	貸切 300/ 時 200/
文化教養室1	9時から <u>18時</u> ま		300/回	文化教養室 1	9時から <u>21時</u> ま	300/回

	で	(1回90分)
李/1/李/李 c> c	9時から <u>18時</u> ま	300∕[
文化教養室2	で	(1回90分)
調理実習室	9時から17時ま	620∕₽
	(°	000 /5
トレーニングルーム	9時から17時ま で	300∕[
無力	9時から17時ま	1,030/₽
舞台	で	(舞台占有使用料)
(略)		

	で	(1	回90分)	
本 ル券美字 0	9時から <u>21時</u> ま		300/回	
文化教養室2	で	(1回90分)		
調理実習室	9時から17時まで		620/時	
浴室1	10時から20時ま	小学生	150	
	で	中学生~65歳未 満	300	
浴室 2	10時から20時ま	高齢者	200	
	で	障害者	200	
ケア・プール			300/回	
アクアトレーナ	9時から17時ま で			
トレーニングル ーム			_	
舞台	9時から17時ま	1	,030/時	

	で	(舞台占有使用料)
(略)		